第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

表2　株取引等報告書の提出件数とその態様（平成22～26年）

区分 / 年（暦年）	提出件数（件）	態様別取引回数（取得及び譲渡） 市場を通じた売買等（回）	相続・贈与（回）	交換・分割（回）	未公開株（回）	総取引回数（回）
平成22年	126	423	55	76	1	555
平成23年	53	362	97	11	2	472
平成24年	52	211	76	18	0	305
平成25年	78	457	26	84	1	568
平成26年	47	262	20	22	3	307

倫理審査会では、平成26年の株取引等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な株券等の贈与など、国民の疑惑や不信を招くような株取引が行われていないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

⑶　所得等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る所得等報告書の提出件数（平成22～26年）は、表３のとおりである。

表3　所得等報告書の提出件数とその内訳（平成22～26年）

区分 / 年（暦年）	提出件数（件）	給与所得のみ 件数（件）	給与所得のみ 構成割合（%）	給与所得以外の所得あり 件数（件）	給与所得以外の所得あり 構成割合（%）
平成22年	1,344	907	67.5	437	32.5
平成23年	1,349	910	67.5	439	32.5
平成24年	1,340	884	66.0	456	34.0
平成25年	1,338	871	65.1	467	34.9
平成26年	1,368	897	65.6	471	34.4

倫理審査会では、平成26年の所得等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与、報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

第３章　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒

１　調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22－１（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22－２（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料する場合には、これらの規定に基づき、任命権者により、倫理審査会に端緒報告がなされ、調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。また、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

倫理法等違反に関する情報は、公務員倫理ホットラインなどを通じて、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省等からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認するための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する行為が行われた疑いがあると思料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続を開始することとなる。

２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

平成27年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は16件、前年度から継続して調査が行われた事案は３件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは７件で合計10人（免職３人、停職４人、減給２人、戒告１人）（後掲⑵参照）であり、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは10件で合計25人であった（１件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは２件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。）。また、平成27年度の調査が平成28年度に継続された事案は４件であった。

これらを前年度（平成26年度）と比べると、新たに開始された調査件数は１件増加したものの、懲戒処分件数は３件減少した（表４）。

なお、倫理法が全面施行された平成12年４月から平成27年度末までの間に、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を受けた職員は488人（免職78人、停職43人、減給118人、戒告249人）、矯正措置が講じられた職員は647人であった（平成28年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定される者３人を含む。）。

表4　調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目 / 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計（平成12～27年度）
調査開始事案数	14 〈7〉	20 〈5〉	18 〈8〉	15 〈4〉	16 〈3〉	338
処分等件数（人数）	16 (27)	16 (63)	20 (62)	16 (30)	15 (35)	319 (1,135)
懲戒処分件数（人数）	6 (13)	8 (22)	8 (9)	10 (18)	7 (10)	199 (488)
免職	0 (0)	2 (6)	2 (2)	4 (4)	3 (3)	61 (78)
停職	2 (2)	0 (0)	2 (2)	5 (6)	3 (4)	34 (43)
減給	4 (5)	3 (5)	1 (1)	3 (6)	1 (2)	57 (118)
戒告	3 (6)	5 (11)	3 (4)	2 (2)	1 (1)	92 (249)
矯正措置件数（人数）	11 (14)	11 (41)	13 (53)	7 (12)	10 (25)	173 (647)

（注）１　＜　＞は前年度からの継続事案数（外数）を表す。
２　１事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。
３　１事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。
４　１事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は最初に調査結果報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数は、それぞれの調査結果報告が行われた年度に計上している。
５　懲戒処分を受け又は矯正措置が講じられた職員の数には、平成28年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定されている者３人を含む。

⑵　倫理法等違反事案の概要

平成27年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表５のとおりである。